

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年10月7日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
利岡 集 1	四万十市利岡字ヲリ板谷 2007	225-3-7 225-3-8	保安林	0.51	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 2	四万十市利岡字ヒノ谷越 2065	222-3-5	山林	0.21	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 3	四万十市利岡字西カヂンボヲ 2116-1	222-4-3 222-4-4 222-4-5 222-4-6	山林	0.63	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 4	四万十市利岡字櫻木 2018-3	225-2-19	山林	0.35	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 5	四万十市利岡字東松ノ谷 2322	223-6-3 223-6-4	山林	0.30	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 6	四万十市利岡字カモ川越 2311-2	223-4-1 223-4-2	山林	0.58	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 7	四万十市利岡字奥助谷 2109 四万十市利岡字西カクレ形 2256-1 四万十市利岡字尾亀谷 1740、 1741、1742、1743、1744、1745、 1746 四万十市利岡字西ヲカメ谷 1748、 1749、1750、1751、1753、2301-4、 2301-5 四万十市利岡字東小サルヤ 2319-8 四万十市利岡字上ホヲノ木谷 2271、1704、1706、1707、1708、 1689、1690、1691、1692、1693、 1694、1695、1696、1697、1698 四万十市利岡字東カクレ形 2212-4	222-3-21 223-1-4 223-1-13 223-1-14 223-1-19 223-1-20 223-1-17 223-1-18 223-2-1 223-2-2 223-5-5 223-8-3 223-8-4 223-8-9 223-8-14 223-9-7 224-3-2 224-3-3	山林	4.82	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
利岡 集 8	四万十市利岡字東山 2094 四万十市利岡字西ヲカメ谷 1752	225-1-9 223-2-6 223-2-7	山林	0.90	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 9	四万十市利岡字上ホヲノ木谷 2266	223-10-2	山林	0.39	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 10	四万十市利岡字ヒノ谷越 2044 四万十市利岡字ヌタノ森 2119 四万十市利岡字亀石谷 2246、 2245-1	222-2-4 222-2-5 222-4-9 222-4-10 222-4-11 224-1-1 224-2-8 224-2-9	山林	1.09	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 11	四万十市利岡字西ヲカメ谷 2299、 2300、2301-9	223-1-12 223-2-8	山林	0.36	2025 年 10 月 7 日から 2031 年 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

